

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

平成 27 年 3 月 13 日

屋久島町長 荒木 耕治

## 記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
永久保集落  
船行集落
2. 協議の結果を取りまとめた年月日（検討会開催日）  
平成 27 年 3 月 4 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
10 経営体  
法人                    3 経営体  
個人                    7 経営体  
集落営農                0 組織
4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分ではない。
5. 農地中間管理機構の活用方針
  - ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
  - ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
  - ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
6. 地域農業の将来のあり方
  - ・複合化、6 次産業化、高付加価値化、新規就農の促進に取り組む
  - ・農地の流動化を図り、土地の有効利用を図る
  - ・地域の気候に適した、お茶、タンカン、時計草、芋類、アボカド、薬草（明日葉、モリンガ）等の栽培振興を図る
  - ・柵の設置等による獣害を可能な限り排除していく